

令和4年度丹南青少年愛護センター運営方針

各種犯罪の発生状況については、新型コロナの影響もあり、減少傾向が見られるものの情報機器やアプリの急速な発展と普及により、これら機器の長時間利用による生活習慣の乱れ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の匿名性を利用した不適切な使用やプライバシー上の問題等、青少年を取り巻く環境が大きく変化し、思わぬ被害者や加害者になるケースも多く見受けられるようになっている。

少年非行の情勢については、令和3年中における全国の刑法犯少年の検挙数は14,818人で、前年に比べ2,648人（15.2%）減と、18年連続で減少している。一方、減少傾向にあった、触法少年（刑法犯）の補導数は5,581人で、前年に比べ495人（9.7%）の増加であった。令和3年中における福井県警察に検挙・補導された非行少年の検挙数は98人で、前年より40人（29.0%）減少し、そのうち触法少年の補導数は24人で11人（31.5%）減少した。

コロナ禍で外出等が規制されていたことも影響し、青少年が、新たな出会い、交流を求めSNSを利用する時間が大幅に増加しており、令和3年の1年間にSNSをきっかけに事件に巻き込まれた18歳未満の青少年は、1,812人と前年に比べ7人（0.4%）の減少にとどまり、今後もSNSに起因する犯罪に青少年が巻き込まれるケースが増加することが懸念される。

令和3年中、青少年が関係する主な事件として、中学校内において、同級生の腹部付近を包丁で突き刺し殺害した殺人事件（愛知県警察）、男子高校生4人が、営利目的で大麻を所持していた大麻取締法違反事件（大阪府警察）、女子高校生に出会い系サイトを利用して募った客に対してわいせつな行為をさせた児童福祉法違反及び売春防止法違反事件（熊本県警察）、SNSで知り合った女子小学生に自身のわいせつな画像を撮影させ、自己のスマートフォンに送信させ児童ポルノを製造した児童買春・児童ポルノ法違反事件（警視庁）など、多くの事件が発生している。当県においても本年2月に男子高校生が、県内居住の10代知人女性に対して、「SNSで写真をばらまかれたくなかったら言うことを聞け」等と交際を強要したものの被害女性が警察に相談したため目的を遂げられなかった強要未遂事件が発生しているなど、青少年については、非行と被害の両面において厳しい状況が続いている。

このような現状を踏まえ、当愛護センターでは、青少年の心の間隙を埋める「愛の一声」補導活動や「ヤングテレホン」相談活動を通して、少年を厳しくも温かく見守る地域社会づくりに努めるとともに、補導に関する研修会や広報啓発活動を推進していく。

また、各種街頭キャンペーンを通して、SNS等を介した犯罪の防止や薬物乱用の防止に努めていく。

さらに、小・中・高校・高専等との生徒指導連絡会の開催など、家庭、地域、学校、警察、県、市町等の関係機関と綿密な連携を図り、社会全体で青少年を見守り、支援する活動に積極的に取り組んでいく方針である。